

EN
CD/13/R1
原本：英語
採択

国際赤十字・赤新月運動代表者会議

シドニー（オーストラリア）
2013年11月17日～18日

核兵器廃絶への取り組み：
4ヵ年行動計画

決議

赤十字国際委員会および国際赤十字・赤新月社連盟が各社と協議の上作成した文書

決議

核兵器廃絶への取り組み： 4ヵ年行動計画

代表者会議は、

核兵器の使用が人類にもたらす筆舌に尽くしがたい苦悩や食糧生産、環境、次世代の人々に対する脅威といった、人道上最悪の影響に対する深い憂慮を改めて表明し、

核兵器がもたらす人道上の影響、十分な人道的対応能力の欠如、ならびに核兵器の使用に起因する国際人道法上の問題について 2011 年に代表者会議が提起した懸念を、国内外のフォーラムにおいて各国政府が次第に認識し議題として取り上げるようになってきたことに対して満足の意を表し、

核兵器の人道上の影響に関する会議（2013 年 3 月）、核拡散防止条約批准国による 2015 年再検討会議に向けた準備委員会会合（2012 年、2013 年）、核軍縮を推進する多国間協議に関連する国連作業部会会合、および核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合をはじめ、核兵器が再び使用されることを決して許さず、その廃絶を掲げるさまざまな多国間、二国間、一国内のイニシアチブが継続されるとともに新たに発議されていることを歓迎し、

2014 年 2 月に核兵器の人道上の影響に関する会議の主催を表明したメキシコ政府の決定もまた歓迎し、

2011 年代表者会議の決議 1 で規定された立場と行動を再確認するとともに、ウィーン（2012 年）と広島（2013 年）での各国赤十字・赤新月社によるワークショップの開催や核問題に関する取り組みを支援する各国赤十字・赤新月社ネットワークの立ち上げなど、国内・国際レベルで核廃絶のための行動を国際赤十字・赤新月運動の構成員が推進していることを称賛し、

核兵器の使用による人道上最悪の影響に対する認識を高め、(a) 核兵器を再び使用させない、(b) 核兵器の使用を禁止して完全に廃絶する、という目標の実現に向けて前進していくためには、なお一層の努力が必要であることを認識し、

1. 「核兵器廃絶への取り組み：4ヵ年行動計画」を採択する。
2. 国際赤十字・赤新月運動のすべての構成員が、以下の具体的措置によって行動計画を履行するよう強く要請する。

(a) 行動計画に設定されている活動に可能なかぎり取り組み、(i) 核兵器の使用による人道上最悪の影響、(ii) 十分な人道的対応能力の欠如、(iii) 核兵器の使用と国際人道法のルールを両立させることは困難であるとする 2011 年の決議 1 に表明された立場、(iv) 核兵器の使用禁止およびその廃絶に向けた具体的行動の必要性、に対する認識を高める。

(b) 可能なかぎり政府と連携して、(i) 核兵器の脅威に取り組む現行のフォーラムに積極的に参加する、(ii) 核兵器に対する国際赤十字・赤新月運動の懸念と立場を広く社会に伝える、(iii) すでになされている誓約や国際協定に基づいて、核兵器の使用禁止と廃絶のための法的拘束力のある国際協定の交渉につながる具体的措置をとり、決意をもって早急にそれらの交渉を妥結するように、政府に強く求める。

3. 必要に応じて、関連分野で各国赤十字・赤新月社が活動しやすくなるように連盟が調整役を務めるよう要請する。
4. 国際赤十字・赤新月運動内で知識と経験を交換するように各国赤十字・赤新月社に要請する。
5. 国際赤十字・赤新月運動の行動計画の実施状況を監視し、核兵器問題および決議 1 の実施の進捗について必要に応じて代表者会議に報告をおこなうよう赤十字国際委員会（ICRC）に要請する。

決議共同提案者

ICRC

IFRC

アルジェリア赤新月社

オーストラリア赤十字社

オーストリア赤十字社

バルバドス赤十字社

ベルギー赤十字社

ベリーズ赤十字社

ブルガリア赤十字社

カナダ赤十字社

クック諸島赤十字社

キプロス赤十字社

デンマーク赤十字社

ドミニカ赤十字社

エクアドル赤十字社

エジプト赤新月社

フィジー赤十字社

ガンビア赤十字社

ドイツ赤十字社

ガーナ赤十字社

ガイアナ赤十字社

イラク赤新月社

日本赤十字社

キリバス赤十字社

レバノン赤十字社

リベリア赤十字社

リビア赤新月社
ミクロネシア赤十字社
ニュージーランド赤十字社
ナイジェリア赤十字社
ノルウェー赤十字社
パプアニューギニア赤十字社
セントクリストファー・ネイビス赤十字社
セントビンセント・グレナディーン赤十字社
サモア赤十字社
ソロモン諸島赤十字社
スリナム赤十字社
スウェーデン赤十字社
スイス赤十字社
トンガ赤十字社
トリニダード・トバゴ赤十字社
バヌアツ赤十字社

核兵器廃絶への取り組み： 4ヵ年行動計画

国際赤十字・赤新月運動の構成員は、この行動計画を通じて、2011年代表者会議の決議1（核兵器廃絶への取り組み）での決定事項に以下の事項を付け加える。すなわち、

- 核兵器の使用がもたらす人道上最悪の影響、核兵器を使用することによって発生する国際人道法上の問題、および核兵器の使用禁止・廃絶を実現するための具体的行動の必要性について、一般市民・科学者・医療従事者・政策決定者の意識を高める活動に可能なかぎり取り組むこと。
- 核兵器に関連する人道上の問題および国際人道法上の問題について政府およびその他の関連組織との継続的協議を可能な限りおこない、2011年代表者会議の決議1において示されている国際赤十字・赤新月運動の立場を広く発信すること。

この行動計画は、今後4年間にわたり、国際赤十字・赤新月運動の構成員が決議1の決定事項を実行していく上で指針となるものである。計画には、各国赤十字・赤新月社、赤十字国際委員会（ICRC）、および国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）が取り組み、支援していく活動の概要が示されている。各運動構成員は、それぞれの権限・専門性・能力に従い、それぞれに特有の社会的・政治的状況、ならびに核兵器について現在進行している議論によりもたらされるさまざまな機会を考慮した上で、可能なかぎり決議1の決定事項を履行する。

決議1を実施するための行動

1. 国内

- 各国赤十字・赤新月社は、決議1とそれに関連する核兵器関係資料を、ウェブサイトに自国語で公開する。
- 各国赤十字・赤新月社は、この問題に関連のある政府関係者、省庁、委員会ならびに国会議員に、決議1とあわせて、国際赤十字・赤新月運動の懸念と立場の要旨を伝える。
- 各国赤十字・赤新月社は、指導部、職員、ボランティア、ユースメンバーを含む組織内のあらゆるレベルで決議1に対する認識を高める。また、可能なかぎり、核兵器に対する国際赤十字・赤新月運動の懸念と立場を周知させる国内でのイベントや説明会を少なくとも一回開催する。
- 各国赤十字・赤新月社は、人道外交という枠組みを活用して、可能なかぎり以下のような広報・伝達活動に着手する。
 - 核兵器に対する国際赤十字・赤新月運動の懸念と立場を国内の一般市民に伝える。その手段としては、印刷物、ソーシャルメディア、デジタルメディア、電子メディアなどが考えられる。
 - 議員や保健支援専門家など、市民社会においてこの問題に関係を有している適格者向けに公開イベント（セミナー、会議、プレゼンテーション、公開討論会など）

を主催する。

- 核兵器問題に関心のある、あるいは積極的に取り組んでいる、とくに学術、保健医療、人道、環境、法律、科学分野の専門性を有する人々と、国際赤十字・赤新月運動の懸念と立場を共有する機会を見出すよう努める。

- 核兵器が人道主義に及ぼす影響という問題に若者たちが積極的に関与していくように教育し働きかけていく。

- 国内で広く配布している出版物（ニュースレター、雑誌、最新情報、通信など）で、国際赤十字・赤新月運動の立場と懸念を盛り込みながら、核兵器を使用することによる人道上最悪の影響に関する特集を掲載する。

- 各国赤十字・赤新月社は国内の災害対策機関と協働して、(a) 核爆発が国土あるいは地域および当該機関の対応能力に及ぼすと想定される人道上の影響について調査し、(b) 核兵器に対する国の立場の明確化に災害対策担当当局が関与するように働きかける。

2. 地域

- 各国赤十字・赤新月社は、必要に応じて ICRC の支援を受けながら、地域での関連フォーラム（地域機構の会議など）で各国政府が核兵器の人道上の影響をテーマとして取り上げ、国際赤十字・赤新月運動の人道上の懸念を反映した地域共通の立場を確立するように働きかける。
- 各国赤十字・赤新月社は、可能であれば、一般市民、専門家ならびに政府と協働してその経験や資料を共有するための独自の地域ネットワークを構築する。

3. 国際

各国赤十字・赤新月社は、メキシコで開催予定（2014年2月）の核兵器の人道上の影響に関する会議、核軍縮を推進する多国間協議に関する国連作業部会（2014年まで存続の場合）、2015年核拡散防止条約批准国再検討会議およびその準備会議、軍縮会議、国連総会第一委員会など、核兵器の人道上の影響と核軍縮について話し合う多国間会合に政府が積極的に参加し、そうしたフォーラムに向けて政府の立場を表明する際に国際赤十字・赤新月運動の懸念事項を考慮するように働きかける。

- ICRC は、多国間の関連フォーラムにおいて国際赤十字・赤新月運動を代表する主導的役割を維持し、各国赤十字・赤新月社が達成した成果、次に取り組むステップ、ならびに行動の機会について適宜報告をおこなう。
- 国際赤十字・赤新月社連盟は、多国間の関連会合への各国赤十字・赤新月社の参加を調整し、また、核兵器の使用に対して人道支援をおこなうには能力や計画が不十分であるとするとする各国赤十字・赤新月社の声が確実に届くように努める。

4. 決議 1 実施の支援

- ICRC は、決議 1 実施の推進・監視において国際赤十字・赤新月運動内で主導的役割を維持するとともに、さまざまな言語で幅広い内容の出版物や文書を提供していく。

- 各国赤十字・赤新月社は、ICRC ならびに国際赤十字・赤新月社連盟の支援を受けながら、核兵器に関する国際赤十字・赤新月運動の立場を積極的に普及させるために、各国組織の国際ネットワークを維持・発展させていく。このネットワークは、2013 年 5 月に広島で開催された 2011 年代表者会議決議 1 の実施に関する第二回会合において設立されたもので、行動実績、以前・今後のイベント、ならびにこの分野の専門機関がおこなっている活動に関する情報と、各国政府ならびに一般市民との取り組みに有用な資料やリソースを、適宜交換することを可能にしている。
- 各国赤十字・赤新月社は、連盟が提供する電子プラットフォームを通じて活動の進捗や決議 1 を実施する上で直面している課題について情報を提供して、国際赤十字・赤新月運動内での経験や知識の交換を推進する。
- 各国赤十字・赤新月社は、互いに情報や経験を共有するなどして、決議 1 の実施を推進するための重点項目の選定をおこなう。
- ICRC は、国際レベルでの決議 1 に関する動向や実行推進の機会について、全赤十字・赤新月社と国際赤十字・赤新月社連盟に適宜情報提供をおこなう。